港南台第一中学校　いじめ防止基本方針

平成26年　3月25日策定（平成28年11月一部改訂
平成29年10月一部改訂、令和元年6月一部訂正
令和5年3月一部改訂、令和6年3月一部改訂）

【1】いじめ防止に向けた学校の考え方

1　いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、法）第2条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2　いじめ防止対策等に向けての本校の基本理念

一中校区の子どもたちは、港南台地域で、人と人とのつながりを大切にし、地域の方々に温かく見守られながら成長しています。

「子どもたちが小中学校での教育を通し、健やかに成長していくこと。」これが、港南台地区全体の願いであり、豊かな明るい未来を切り開く、大きな財産になります。本校では、＜「私たちは深く思考し、的確に判断し、豊かに表現する」力と意欲を育みます。＞を教育目標とし、生徒一人ひとりの個性や特性を理解し、お互いを認め合い、自分の良さを積極的に表現していくことを大事にしています。

そのような、子どもたちを育てるためには、温かい雰囲気のある学級や組織づくりが必要です。

しかし、ひとたびそのような場に、お互いを牽制しあうような「いじめ」があると、子どもたちの居場所がなくなり、健やかな成長への妨げになってしまいます。「いじめ」をなくすために、本校では、常に危機感と注意力を持ち、「いじめ」に対して真摯に向き合っていきます。

【2】学校いじめ防止対策委員会の設置

1　委員会の構成員

「港南台第一中学校いじめ防止対策委員会」

校長・副校長・生徒指導専任・生徒指導部長・学年主任・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター、必要に応じてスクールカウンセラー・関係教職員・心理、福祉の専門家・関係機関の職員

また、生徒指導専任・学年主任・養護教諭を担当とする「いじめ相談窓口」を設置する。

2　委員会の運営

・「学校いじめ防止対策委員会」を、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3　委員会の活動内容

①未然防止対策

・年間計画の作成　・人権教育・生徒指導との連携　・教職員研修の企画・運営

②早期発見、事案の対処

・いじめに関する情報の収集や記録　・いじめの相談窓口・通報　・いじめ情報の共有化、事実関係の調査、指導、支援体制の確立、保護者との連携　・教育委員会への報告・連絡

・PTA、学校・家庭・地域連携協議会、警察、児童相談所等外部機関との連携

③取り組みの検証

・「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し、学校ホームページへの公表、周知

・学校評価に基づき、PDCAサイクルでいじめ防止に向けた取組の検証

【3】いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1　いじめの未然防止

・「人権教育」「道徳教育」の指導計画策定において、いじめに関する指導項目を位置づける。

・全ての教育活動で自尊感情の育成を図る。「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を効果的に活用して生徒の主体的な取組を支援していく。

・生徒会活動・学校行事等を通して、望ましい人間関係づくりや自己肯定観の醸成を図る。

・各教科や道徳の授業にて、人権を意識した取組や授業改善を図る。

・各行事（1年遠足、2年自然教室、3年修学旅行、文化発表会等）にて、温かい集団づくりへの取り組みを支援し、その中での自己表現力や相手を思いやる気持ちを育てる。

2　いじめの早期発見

・いじめの定義理解を含む教職員への研修

・いじめを見逃さない教職員の体制づくり

（相談窓口の周知、情報の共有と組織的な対応、生徒との信頼関係の構築、アンケートの実施、全市一斉アンケート、教育相談アンケート、定期的ないじめアンケート、YPアセスメント）

・定期的な教育相談の実施

・情報モラル教育の充実

3　いじめに対する措置

・学校いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応

・被害生徒及び保護者への支援と加害生徒及び保護者への指導・支援

・警察署等関係機関、専門機関との連携

※教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、組織的に対応方針を決定する。

4　いじめの解消

・以下の2点の要件が満たされた場合にいう。

①いじめの行為が3か月止まっていること」

②「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

5　研修等の実施

・生徒指導研修や生徒理解研修、いじめ防止研修

・YPアセスメント分析結果に基づく学級集団の理解研修　等

6　PTA組織・学校・家庭・地域連携協議会の活用

・いじめ防止、いじめの問題等、学校が取り組む課題の共有・連携

・小中の交流、地域との交流を深め、地域への所属感を高める。

7　取組の年間計画

月	内　　容
4	・新年度「学校いじめ防止対策委員会」発足　生徒指導、生徒理解研修 ・保護者面談　・教育相談アンケート実施（入学式、保護者説明会、学年集会、町内会議等で基本方針説明）
5	・教育相談　・アンケート実施　・いじめ早期発見のための記名式アンケート
6	・学校・家庭・地域連携事業実行委員会総会 ・YPアセスメント　アンケート実施
7	・教育相談アンケート実施　・夏期休業前個人面談
8	・生徒指導研修　・小中合同研修（人権／生徒指導研修）
9	・教育相談アンケート実施　・教育相談実施
１０	・いじめ防止対策委員会の前期振り返り ・防犯サミット発表（文化発表会）
１１	・人権標語作成　・「横浜市いじめ解決一斉キャンペーン」による「いじめアンケート」実施
１２	・冬期休業前個人面談　・学校評価アンケート実施 ・YPアセスメント　アンケート実施
1	・学校評価アンケート結果検討、生徒からの評価結果分析 ・教育相談アンケート実施　・教育相談実施
2	・学校評価アンケート結果検討（外部評価等）
3	・次年度の年間計画策定　・新入生のための小学校訪問
通年	・あいさつ運動（生徒会）

【4】重大事態への対処

1　重大事態の定義

法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」
　・児童生徒が自殺を企図した場合　　・人身に重大な傷害を負った場合
　・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合
法第 28 条第 1 項第 2 号の「相当な期間」
　国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査

重大事態の報告
学校は、重大事態であると思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

【5】いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。